

🔧 暮らしの知識 エアコン内部洗浄関連のトラブルに注意

【事例1】 自身でエアコンの内部洗浄を行ったところ、洗浄剤が電気部品に付着して損傷してしまい、発火事故が発生した。

【事例2】 業者に依頼したところ、作業当日になって、想定していた料金より高い金額を請求された。また、追加作業を提案され大幅な料金の上乗せが発生した。

エアコンに発生するカビやほこりといった汚れは、嫌なにおいの原因となるばかりでなく、余計な電力消費や故障の原因となります。これらの汚れを除去するためには、取扱説明書に記載されているフィルターなどのお手入れだけでなく、内部洗浄が必要な場合があります。

【消費者へのアドバイス】

- ①自身で洗浄液を用いて内部洗浄をする場合は、洗浄液のパッケージだけでなく、取扱説明書にある注意書きを必ず確認しましょう。また、消毒用アルコールなどの可燃性の溶液や次亜塩素酸ナトリウムなど腐食性のある溶液で内部の掃除をすると、発火・破損の恐れがあるため、やめましょう。
 - ②エアコンの洗浄には知識が必要です。不明な点は、購入先販売店、メーカーのサービス窓口などに相談しましょう。また、賃貸住宅の場合は、事前に管理会社に相談しましょう。
 - ③作業内容やエアコンの種類によって料金は異なるので、事前に複数社から見積もりを取りましょう。また、洗浄業者にエアコンの設置場所と型番を伝えましょう。急な追加作業があまりに高額な場合は、その場で依頼しないようにしましょう。
 - ④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 問八潮市消費生活センター（受付は商工観光課） ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

個人情報保護法と連絡網

質問 同好会の会員から氏名と連絡先を集めて会員名簿を作り会員に提供しようと考えています。個人情報保護法という法律があるようですが、会員名簿を作って提供して大丈夫ですか。

回答 個人情報保護法に定められたルールを守れば、会員名簿を作って提供することに問題はありません。

同好会の会員名簿には会員の氏名などの「個人情報」が含まれます。そして、同好会は、「個人情報」が含まれる会員名簿を作成して継続して活動する「個人情報取扱事業者」として個人情報保護法に従う必要があります。

では、同好会が会員名簿を作り会員に提供するにはどうしたらよいのでしょうか。

個人情報を取り扱うには、個人情報の利用目的をできる限り特定する必要があります。利用目的について、書面によって個人情報を取得する場合は明示、そのほかの場合には通知または公表する必要があります。

個人情報を第三者（本人以外）に提供する場合には、原則としてあらかじめ本人の同意を要します。また、第三者に提供した場合、提供日と提供先を記録しておかなければなりません。

本件では、会員に対して、会員名簿を作成して名簿に掲載された会員に提供する目的を、通知または公表するか、書面で情報を受け取る場合には明示しましょう。この利用目的を通知、公表または明示したうえで個人情報の提供を受けた場合、個人情報の第三者への提供についても同意を得たといえます。これで会員名簿を作って会員に提供することができます。会員名簿を提供した際は、提供日を記録し、提供先の記録として提供した会員名簿を保管しましょう。

本件では名簿を作成して提供するまでを扱いましたが、個人情報保護法は、個人情報の取得後の管理（漏えい防止や情報の正確性確保など）にも注意を払うことを求めています。個人情報の取り扱いでお悩みの方は弁護士にご相談ください。

問埼玉県弁護士会越谷支部 ☎962-1188 太田恭平（弁護士）

10月各種無料相談

※来庁（館・所）による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

①総合相談 問秘書広報課 ☎0373

次の6つの相談を合わせて開催するため、複数の相談を受けることができます。

●法律相談 ※10月13日(水)午前9時から電話予約

法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)

●税理士相談 ※10月1日(金)午前9時から電話予約

相続税など税金全般についての相談(税理士が対応)

●不動産相談

空き家、マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)

●暮らしの相談

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)

●行政書士相談

官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談(行政書士が対応)

●司法書士相談 ※10月1日(金)午前9時から電話予約

土地・建物の所有権移転登記、相続、会社設立、空き家、成年後見制度などについての相談(司法書士が対応)

②法律相談 問秘書広報課 ☎0373

法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)
日10月1日(金)・8日(金)・22日(金)・29日(金)
午後1時20分～4時
場市民相談室
※2日前の水曜日午前9時から電話予約
定8人(電話による事前予約制)

③不動産相談 問秘書広報課 ☎0373

マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)
日10月25日(月)
午前9時～正午
場市民相談室

④DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎811

DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)
日毎週月・金曜日
午前10時～正午 午後1時～4時
※面談の場合は要予約
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑤女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎811

女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)
日毎週火～木曜日
午前10時15分～午後0時30分
午後1時30分～3時45分
場駅前出張所内相談室
定4人(電話による事前予約制)

⑥人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎811

プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が対応)
日10月14日(木)
午後1時～4時
場市民相談室

⑦心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)
日10月6日(水)・20日(水)
午後1時～4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ
☎998-7616
(心配ごと相談専用電話)

⑧生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎493

経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)
日毎週月～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317
(生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑨こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)
日10月4日(月)
午後1時～2時30分
場保健センター
定2人(電話による事前予約制)

⑩消費生活相談 問商工観光課 ☎336

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)
日毎週月～金曜日
午前10時～正午
午後1時～4時
場消費生活センター
※受付は商工観光課

⑪内職相談 問商工観光課 ☎274

内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)
日毎週火曜日
午前10時～正午
午後1時～3時30分
場市民相談室

⑫若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123

若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)
日10月6日(水)・20日(水)
午前10時～正午
午後1時～4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定5人(電話による事前予約制)

⑬教育相談 問教育相談所 ☎995-0077

児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談(専任教育相談員が対応)
日毎週月～金曜日
午前9時30分～正午
午後1時～4時
場教育相談所(八条小学校西隣)

⑭家庭児童相談 問子育て支援課 ☎472

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)
日毎週月～金曜日
午前9時～正午
午後1時～4時
場家庭児童相談室

⑮子育て相談 問だいら児童館 ☎999-0321

子育ての不安や悩みごとについての相談(家庭教育アドバイザーが対応)
日10月21日(木)
午前9時～正午
場だいら児童館(わんぱる)
定3人(電話による事前予約制)

⑯子育てコーディネーター 問だいら児童館 ☎951-0229

就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
日毎週月～金曜日
午前10時～午後4時
場やしお子育てほっとステーション

⑰休日・夜間納税相談 問納税課 ☎330

市税・国民健康保険税の納付についての相談 ※相談はなるべく電話でお願いします
日10月3日(日)
午前9時～午後4時
毎週木曜日
午後5時15分～7時
場納税課